雇用保険の失業等給付を受給される方へ

平成29年1月1日から

雇用保険法等の一部が改正され取扱いが変更になります。
主な改正点についてお知らせいたします。

１．再就職手当の給付率の引上げについて

①就職日の前日における支給残日数が3分の２以上である場合

（イ）**就職日が平成29年1月1日以降**の場合
「基本手当日額」×「支給残日数」×**７０％**
（ロ）就職日が平成２８年１２月３１日以前の場合
「基本手当日額」×「支給残日数」×６０％

②就職日の前日における支給残日数が3分の１以上である場合

（イ）**就職日が平成29年1月1日以降**の場合
「基本手当日額」×「支給残日数」×**６０％**
（ロ）就職日が平成２８年１２月３１日以前の場合
「基本手当日額」×「支給残日数」×５０％

（注）「基本手当日額」には上限額があります。

■就業促進定着手当の上限額
基本手当日額（上限あり）×基本手当の支給残日数に相当する日数×４０％※
（※再就職手当の給付率が７０％の場合は３０％）

２．広域求職活動費の支給要件の一部改正について

広域求職活動費とは、雇用保険を受給中の方が、ハローワークの紹介により雇用保険を受給している安定所の管轄区域外に所在する求人者の事業所を訪問して求人者と面接等した場合、ハローワークの所長が必要であると認めたときに支給されます。支給されるための要件の一部が改正されています。

（改正前）鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の計算の基礎となる距離が往復で
鉄道３００キロメートル以上であること。

（改正後）鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の計算の基礎となる距離が往復で
鉄道２００キロメートル以上であること。
（**広域求職活動日が平成29年1月1日以降である場合**）

３．短期訓練受講費の創設

受給資格者等が公共職業安定所の職業指導により再就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を受け、修了した場合に、受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）について支給されます。

①支給対象となる訓練講座
（イ）一般教育訓練給付の講座として指定されていないこと
（ただし、一般教育訓練給付の講座指定を受けている場合であっても、一般教育訓練給付の支給要件を満たさない者が受講した場合は対象となる。）
（ロ）公的資格（資格又は試験であって国若しくは地方公共団体又は国から委託を受けた機関が法令の規定に基づいて実施するものをいう。）に係るもので１ヵ月未満の訓練期間であるもの
②給付割合・上限額
受講のために支払った費用の**2割・10万円まで**

※受講指導（短期訓練受講のための職業指導）の日において受給資格者等であること。

４．求職活動関係役務利用費の創設

受給資格者等が求人者に面接等をするため、又は職業訓練・教育訓練を受講するため、その子に関して保育等サービスを利用した場合に支給されます。

①支給対象となる保育等サービス
（イ）保育所、認定こども園で行われる保育、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
（ロ）地域子ども・子育て支援事業（例：一時預かり事業、延長保育、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業　等）
（ハ）その他（認可外保育所で行われる保育、ベビーシッター　等）
②給付割合
利用費（**1日あたり上限額8000円**）の**8割**
③日数の上限
（イ）求人者との面接等をした日　**15日分**
（ロ）対象訓練を受講した日　　**60日分**

※保育等サービスを利用した日において受給資格者等であること。

支給要件、支給申請手続き、その他改正点など詳しくはハローワークにお問い合わせください。

大阪労働局HP：http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp

厚生労働省・大阪労働局・ハローワーク

高年齢求職者給付金を受給される方へ

平成29年1月1日から
雇用保険法等の一部が改正され取扱いが変更になります。
主な改正点についてお知らせいたします。
下記（改正内容）①～⑤の給付について要件を満たせば受給できるようになりました。

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象となるため、高年齢被保険者として離職した場合、受給要件を満たすごとに、高年齢求職者給付金が支給（年金と併給可）されます。**高年齢求職者給付金の支給を受けることができる資格を有する者が安定所に来所し求職申込みを行って受給資格を決定した者を高年齢受給資格者**といいます。

（改正内容）

①教育訓練給付について

平成29年1月1日以降に厚生労働大臣が指定する教育訓練を開始する場合は、教育訓練を開始した日において高年齢被保険者である方または高年齢被保険者（平成28年12月末までに離職した方は、高年齢継続被保険者）として離職日の翌日から教育訓練開始日までの期間が1年以内の方は、要件を満たせば教育訓練給付金の支給対象となります。

②移転費・広域求職活動費について

支給要件を満たせば、高年齢受給資格者についても、移転費・広域求職活動費の支給対象となります（高年齢求職者給付金の支給を受けた者であって、当該高年齢受給資格に係る離職日の翌日から起算して1年を経過していない者を含む。）。
ただし、平成29年1月1日前に高年齢受給資格者となった者は支給対象外となります。

③常用就職支度手当について

支給要件を満たせば、高年齢受給資格者についても、常用就職支度手当の支給対象となります（高年齢求職者給付金の支給を受けた者であって、当該高年齢受給資格に係る離職日の翌日から起算して1年を経過していない者を含む。）。
ただし、平成29年1月1日前に高年齢受給資格者となった者は、平成29年1月1日以降に安定した職業に就いた場合に対象となります。

④育児休業給付金、介護休業給付金について

平成29年1月1日以降に高年齢被保険者として、育児休業や介護休業を新たに開始する場合も要件を満たせば、育児休業給付金、介護休業給付金の支給対象となります。
平成29年1月1日より、育児休業・介護休業給付金の要件の見直しがなされていますので必ずハローワークにお問い合わせください。

⑤短期訓練受講費（新設）・求職活動関係役務利用費（新設）

支給要件を満たせば、高年齢受給資格者についても、短期訓練受講費・求職活動関係役務利用費の支給対象となります（高年齢求職者給付金の支給を受けた者であって、当該高年齢受給資格に係る離職日の翌日から起算して１年を経過していない者を含む。）。

給付内容、支給要件、支給申請手続きなど詳しくはハローワークにお問い合わせください。

大阪労働局HP：http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp
厚生労働省・大阪労働局・ハローワーク

LL281226保一大阪